権利擁護支援検討チェックシート使用時の留意事項

１．使用時の視点

　　チェックシートは、あくまで日常生活自立支援事業と成年後見制度を検討する際の課題整理のためのツールとしてご活用ください。大切なことは、必要な人に必要な支援につながることです。

２．成年後見制度についての留意事項

☆後見相当で判断能力を常に欠く方は、日常生活自立支援事業の契約をすることはできませんので、成年後見制度の利用が必要です。

☆成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることは出来ませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、契約をすることによって解決が可能な場合もあります。

☆成年後見人等は医療行為に対する決定及び同意の権限は認められていません。

３．日常生活自立支援事業についての留意事項

☆判断能力面について

　日常生活自立支援事業の契約については、本事業の契約書や支援計画書の内容について理解できる程度の契約能力、利用意思、必要性を確認のうえ、大阪府社会福祉協議会へ審査依頼をし、決定が下りたうえで契約締結をします。

☆財産管理面について

　日常生活の範囲内に限られており、取消権が必要な消費者被害等の対応について必要な場合は、成年後見制度を促すこともあります。

☆地域で自立し、安心した生活ができるよう福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理を利用者との契約に基づき支援します。

☆親族などの支援者がいない、また、いても高齢・遠方であり支援が難しい場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、必要に応じて成年後見制度の導入を検討します。

**【様式2】**

**権利擁護支援検討チェックシート**

記入日（令和　　年　　月　　日）　記入者（　　　　　　　　　　　）

アセスメントシートで記入した本人の現状の課題（本人状況）をご確認ください。

下記の質問に該当する番号に〇を記入して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 本人の状況 |
| 日常生活面 | １ | 認知症や、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活はほぼ自立している。 |
| ２ | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、福祉サービスを利用すれば自立できる。 |
| ３ | 一人で買い物が出来ない、家に帰れなくなることがある等、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 |
| 財産管理面 | １ | 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまい、日常的な金銭管理に支援が必要である。 |
| ２ | 年金・手当等の受取り手続きが必要である。 |
| ３ | 借金の整理、ローンの返済が必要である。 |
| ４ | 電気やガス、水道料金の支払い手続きが必要である。 |
| ５ | 親族などからの金銭搾取がある。もしくは疑いがあるが、専門職へ委任し解決している又は向かっている。 |
| ６ | 賃貸借契約の手続きが必要である。　　 |
| 7 | 生命保険などの請求の手続きが必要である。 |
| 8 | 高額な買い物をしたり、消費者被害にあっており（あっていた）日常生活に支障がある。 |
| 9 | 定期預金の解約手続きなどが必要である。 |
| 10 | 借金をしたり、他人の保証人になっており（なっていた）日常生活に支障がある。 |
| 11 | 遺産分割や遺産相続の手続きなどが必要である。 |
| 12 | １千万円以上の預貯金等の財産がある。 |
| 13 | 不動産の売買・処分等の財産管理・処分を行う必要がある。もしくは可能性がある。 |
| 14 | 訴訟等の手続きを行う必要がある。 |
| 身上保護面 | １ | 福祉サービスを利用、またはやめるために必要な手続き、福祉サービス利用料を支払う手続きを手伝って欲しい。 |
| ２ | 病院や福祉施設の入所・入院等の契約行為をする必要があるが、契約等の意味を自ら理解し、判断することができない。 |

※任意後見制度

|  |  |
| --- | --- |
|  | 頼れる親族などがいないので、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ決めておきたい。 |

　※上記のチェックリスト　日常生活面で３、財産管理面で6~14、身上監護面で2に１つでも（〇）がある場合は、「成年後見制度」を検討することも必要です。（〇）がない場合は、「日常生活自立支援事業」を検討します。